

永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

令和4年6月17日

永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第12号

永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例

永平寺町議会委員会条例（平成18年永平寺町条例第156号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（委員会開会の特例）

第13条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は大規模な災害等により委員会を開会する場所への委員の参集が困難であると認める場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下、この条において「オンライン」という。）を活用して委員会を開会することができる。

- 2 前項の規定により開会する委員会において、オンラインによる出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、この条例の適用において、委員会に出席したものとみなす。
- 4 オンラインを活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18条第1項中「委員会」の次に「(第13条の2第1項の規定により開会するものを除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。